

第2号様式（第26条第1項）

こ保運第649号
令和2年4月28日

一般社団 横浜市私立保育園園長会
会長 大庭 良治 様

横浜市長 林 文子



私立保育所における新型コロナウイルス感染に関する情報、及び
緊急事態宣言期間中の私立保育所の体制に関する要望書について（回答）

さきに陳情（令和2年4月13日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

1 「私立保育所の園児、保護者、及び職員の新型コロナウイルス感染に関する情報について、情報操作や隠蔽ともとれる対応を直ちに止め、当該保育所が保護者へ公表することを妨げないこと。」について

保育施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際の対応については、これまで、保健所による行動調査結果を待って、休園の判断及び保護者へのお知らせを行うこととしていました。

ご指摘の、貴会所属の保育所における本市の対応も、この考え方に沿って、保健所からの調査結果を待って、「園内に濃厚接触者がいるかどうか」や「休園の必要性があるかどうか」等、保育への影響を保護者に正確に伝えるように、園にお願いしたものであり、情報操作や隠ぺいの意図はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染者数が増加している状況の中で、今回の本市の対応は、園や保護者の皆様の不安なお気持ちへ寄り添うことが足りなかったと反省しております。

今後は、園児や職員の陽性反応が判明した時点で、保健所による行動調査結果を待たずに速やかに市として該当園を臨時休園とし、園から保護者へのお知らせを行うよう対応を改めました。その後、保健所の調査による濃厚接触者の範囲の特定を受けて、市として休園期間等を決定していきます。

2 「令和2年4月7日に発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべき期間として定められた期間中、私立保育所を原則休園とし、例外的に、医療や介護、ライフライン、食料品や日用品の販売、金融や物流などの市民の生活に関わりの深い事業に携わる保護者に関しては、申出により特別に保育を継続して提供する体制とすること。」について

令和2年4月7日付の政府による「緊急事態宣言」を受けた神奈川県からの「特措法に基づく緊急事態宣言に係る実施方針」において、保育所は「社会生活を維持する上で必要な施設」に区分され、適切な感染防止対策を行いながら、引き続き事業継続することと示されています。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、ご家庭等での保育が可能な場合には、緊急事態宣言の期間中（令和2年4月8日から5月6日まで）保護者に登園を控えるよう令和2年4月8日にお問い合わせいただきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が止まる気配を見せず、保育所等においても新型コロナウイルスの陽性となる関係者が出る状況となっていることから、保育の対象とする方の保護者の職業要件について具体的に示し、これまで以上に登園を自粛していただくよう、令和2年4月21日に改めて保護者の皆様へ通知いたしました。

現在も新型コロナウイルスの感染拡大は厳しい状況ですが、子どもたちの安全を第一優先に考え対応してまいります。

担当 こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564

FAX：045-664-5479